

Covid19 対応に関する指針

シカゴ双葉会日本語学校

シカゴ双葉会日本語学校では、COVID-19 対応に関する指針を以下の通り定める。この指針は、ISBE (Illinois State Board of Education) と IDPH (Illinois Department of Public Health) が共同で発行した「イリノイ州復興計画 Phase 4 におけるスクールガイダンス」に基づき、アーリントンハイツ学区 (District 25) の対応も参考に作成された。州内の感染状況の変化に伴う州政府の方針変更に従って、この指針も随時更新されるものとする。

1. 教職員、園児児童生徒、保護者等の学校関係者の義務

シカゴ双葉会日本語学校の教職員、園児児童生徒、保護者等の学校関係者は、感染予防対策の日常の実行が求められる。参考に、CDC (Centers for Disease Control and Prevention) が推奨する感染予防対策を以下に示す。感染の疑いが生じたり、感染者に濃厚接触した場合は、速やかにかかりつけ医に相談の上、学校に報告すること。

CDC が推奨する主な感染予防対策

- 石鹸と水で頻繁に手を洗う。石鹸と水が無い場合はアルコール濃度 60% 以上のハンドサニタライザーを使用する。手洗い前の手で目鼻口に触れない。
- 体調不良の人に近づかない。
- 他者との距離を 6 フィート (約 2 メートル) 以上あける。
- 他者との共有空間ではマスクをつける。
- 咳やくしゃみをするときは鼻と口を覆う。

2. 学校内の感染予防措置

イリノイ州復興計画 Phase 4 における学校内の活動は、州知事の行政命令により、IDPH のガイドラインに従わなければならない。

IDPH ガイドライン

- マスクなどの適切な防護具の使用
- 50 人以上の集会の禁止
- 可能な限りのソーシャルディスタンス (6 フィート、約 2 メートル)
- 入校する全ての人に対する健康状態の確認 (チェックリスト、体温測定など)
- 校内の清掃及び消毒の徹底

1) セルフチェックリスト

全ての入校者にセルフチェックリスト (別添) の提出を義務付ける。教職員、園児児童生徒は、登校前に検温の上、オンラインでセルフチェックリストを提出する。回答項目で一つでも“はい”に丸がつく場合は、登校せずに学校へ連絡する。訪問者は、学校正面玄関内に設置された健康チェックステーションにて検温、記入し提出する。

2) マスク着用

学校内では常時マスクの着用を原則とする。マスクは各自で持参し、降車時に着用の上、入校する。園児児童生徒は、水分補給時などマスクを外す場合は、担任の指導のもとに行う。

3) ソーシャルディスタンシング

学校内では移動や共有スペースでの行動は、矢印などの標識や床に貼られた足マークなどの目印に従い、一方通行や間隔を空けて行う。各教室の机・椅子の配置は前後左右6フィートの間隔をとるように努め、園児児童生徒は、決められた通路を歩いて自席への出入りをする。

4) 手洗い

園児児童生徒には頻繁な手洗いを励行するが、ソーシャルディスタンシングを守るため、トイレ休憩と併せて時間差での使用を配慮する(緊急時は除く)。手洗い時は備え付けのペーパータオルを使用し、持参のハンカチやタオルの使用は禁止する。玄関、廊下、各教室にはハンドサニタイザーを設置する。全ての入校者は、入校時直ちにハンドサニタイザーで手指消毒をする。

5) 用具、器具などの使用

授業中、休み時間に関わらず、用具や器具の使い回しはしない。校庭での外遊びの際、ブランコ、鉄棒等の遊具は使用できない。体育の授業などでは、消毒済みの用具を教員の指導の下で限定的に使用することができる。

6) 給水

共有の水飲み場は閉鎖中のため、個人の水筒を持参する。水筒への給水装置は利用可。

7) 課外授業

学校外での活動(遠足、修学旅行、交流学习等)は行わない。

8) 校舎内の清掃

夕方から夜にかけて、カスタディアンが校舎内全体の清掃作業をすると共に、机、椅子、ドアノブ、手洗い、トイレなどの人が触る表面を消毒する。

9) 入校者の制限

リモート学習実施期間は、園児児童生徒及び保護者の入校を禁止する。面談、会議等はリモートで実施する。

3. 園児児童生徒、教職員に感染が疑われる徴候が見られた場合

1) 園児児童生徒は、校舎内の隔離専用の部屋にて職員の見守りの下で待機する。保護者は直ちに子どもを迎えに来校する。教職員の場合は直ちに帰宅する。該当者は無症状となってから・72時間(3日間)及び症状が出はじめた翌日から数えて10日間経過するまでは登校・出勤禁止とし、再開するためには医師の診断書が必要となる。

2) 学校内で感染者または感染疑いのある者が認められた場合、濃厚接触者は接触の翌日から14日間、自宅隔離にて経過観察とする。濃厚接触とは、感染症状のある者からの距離6フィート未満に15分以上いた場合。濃厚接触に該当しない園児児童生徒及び教職員は、該当場所の清掃・消毒が完了次第入校を再開できる。

4. 個人情報守秘と報告義務

学校内で伝染性疾患が発生した場合は、学校は個人情報を守秘した上、法令に基づき保健局への報告義務がある。学校関係者への通達も保健局のガイドラインに従って行う。